

## 令和8年度三重県工業研究所共同研究(ニーズ対応型)公募要領

三重県工業研究所(以下「工業研究所」という。)は、県内事業者等の研究開発又は技術開発における課題の解決を支援するため、共同研究(ニーズ対応型)を以下のとおり募集します。

対象とする研究内容に応じて、「課題解決型」・「人材育成型」・「産業廃棄物抑制型」・「地域循環形成型」に区分しており、区分に応じて研究の範囲や費用等が異なりますので、いずれかの区分を選択して申請してください。

申請受付期間は、令和8年3月24日(火)から10月30日(金)までとします。

### 1. 共同研究(ニーズ対応型)の概要と手続き

#### (1) 共同研究の対象

この公募要領において、共同研究とは、共同研究申請事業者等の技術課題を工業研究所と共同研究申請事業者が分担し共同で解決する研究開発を指します。

共同研究の対象は、別表1に示す研究分野のうち令和8年度において共同研究が可能な課題に関するものとします。ただし、別表1に記載のある研究分野であっても、工業研究所の研究設備や予算等により対応できない場合があります。

#### (2) 共同研究の区分

##### ①課題解決型

##### (ア) 共同研究の範囲

共同研究申請事業者が抱える技術課題(製品や技術の開発又は改良等)を工業研究所の技術シーズやノウハウ及び設備を活用して解決するための共同研究を対象とします。

##### (イ) 対象とする共同研究申請事業者

県内に本社又は事業所等のある事業者(企業、組合、個人等)を共同研究者とします。ただし、県外事業者も共同研究の内容によっては対象となる場合がありますので、事前に問い合わせください。

##### (ウ) 共同研究費用の負担

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、共同研究者が分担する課題に係る経費を負担します。

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、工業研究所が分担する課題に係る費用の一部又は全部を負担していただきます。負担割合は、県内事業者かつ小規模企業者は3分の1以上、県内事業者かつ中小企業は2分の1以上、大企業及び県外企業は全部の負担となります。

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～30万円程度とします。ただし、これ以上でも可能な場合がありますので、事前に問い合わせください。

##### ②人材育成型

##### (ア) 共同研究の範囲

工業研究所が共同研究申請事業者の技術人材を受け入れ、ともに研究に従事することで、共同研究申請事業者の技術課題(製品や技術の開発又は改良等)を解決す

る共同研究を対象とします。

**(イ) 対象とする共同研究申請事業者**

県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、個人等）を共同研究者とします。

**(ウ) 共同研究費用の負担**

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、共同研究者が分担する課題に係る経費を負担します。

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、工業研究所が分担する課題に係る費用の一部又は全部を負担していただきます。負担割合は、小規模企業者は3分の1以上、中小企業は2分の1以上、大企業は全部の負担となります。

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～30万円程度とします。ただし、これ以上でも可能な場合がありますので、事前に問い合わせください。

**③産業廃棄物抑制型**

**(ア) 共同研究の範囲**

産業廃棄物の抑制やリサイクルの推進などを行うことによって、自ら排出する産業廃棄物の最終処分量の削減を図るための共同研究を対象とします。

なお、安全性の確保のため、「2. その他注意事項」に記載する特記事項がありますので、そちらもご確認ください。

**(イ) 対象とする共同研究申請事業者**

県内に本社又は事業所等のある産業廃棄物税納税義務者（企業、組合、個人等）を共同研究者とします。

**(ウ) 研究費用の負担**

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、共同研究者が分担する課題に係る経費を負担します。

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、工業研究所が分担する課題に係る経費は負担していただくことはありません。

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～60万円程度とします。ただし、これ以上でも可能な場合がありますので、事前に問い合わせください。

**④地域循環形成型**

**(ア) 共同研究の範囲**

地域循環形成の促進に向け、主に産業廃棄物や使用済み製品等の循環利用の推進のために行う研究開発で、その成果を県内に普及可能な共同研究を対象とします。

なお、安全性の確保のため、「2. その他注意事項」に記載する特記事項がありますので、そちらもご確認ください。

**(イ) 対象とする共同研究申請事業者**

県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、個人等）を共同研究者とします。

**(ウ) 研究費用の負担**

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、共同研究者が分担する課題に係る経費を負担します。

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、工業研究所が分担する課題に係る経費の3分の1を負担していただきます。ただし、産業廃棄物税納税義務者は免除されます。

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～100万円程度とします。ただし、これ以上でも可能な場合がありますので、事前に問い合わせください。

### (3) 研究期間

契約締結日から最長で令和9年2月26日（金）までとします。

### (4) 申請から採択に至る手続き

#### ① 申請

##### (ア) 申請方法

申請は、申請受付期間内に、工業研究所に共同研究申請書(様式第1号)及び添付書類を直接提出していただくか、「共同研究申請書在中」と朱書きのうえ郵送してください(当日消印有効)。

##### (イ) 申請時に必要な添付書類

産業廃棄物に関連する研究については、申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法等を添付していただきます。

#### ②事前調査

工業研究所の職員が、共同研究申請事業者に対してヒアリング等により申請内容を確認するとともに、申請内容と工業研究所の研究能力の適合、研究の分担、工業研究所の費用の見積り等についても確認し、共同研究調書等を作成します。なお、「②人材育成型」については、人材育成計画も作成します。

また、共同研究において工業研究所が提供を受ける資材等の安全性などについて、共同研究申請事業者に対して詳細な情報の提供をお願いすることがあります。特に、産業廃棄物に関連する研究については、より詳細な資料や分析データを求める場合があります。

#### ③審査

申請書及び事前調査の結果から、工業研究所共同研究審査委員会において審査し、共同研究実施の可否を決定します。

#### ④審査結果の通知

共同研究が採択された場合は採択通知書、不採択となった場合は不採択通知書を共同研究申請事業者に送付します。不採択通知書には、不採択となった理由を記載しますので、再申請される場合の参考にしてください。なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結に当たり条件を付ける場合があります。この条件が満たされない場合は、共同研究契約の締結ができませんのでご注意ください。

#### ⑤共同研究契約の締結

共同研究の分担、研究所の費用などについて工業研究所と共同研究者が協議した上で、共同研究契約書をもって共同研究契約を締結します。

なお、共同研究契約の締結に当たり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認させていただきます。

## ⑥共同研究費用の納入

共同研究契約の締結後に、共同研究者が負担する工業研究所の研究費用の納入通知書を共同研究者に送付します。納入通知書に記載のある納入期限までに指定金融機関でお支払ください。なお、納入期限は契約締結日の翌々月末日までとします。

## ⑦共同研究報告書の作成

工業研究所及び共同研究者は、共同研究の実施期間終了後1カ月以内又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに、相互に内容を協議したうえで、共同研究報告書を作成します。なお、この共同研究報告書は、原則として公表するものとします。ただし、公にすることにより、共同研究者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められるものは、共同研究者と協議の上、公表を控えることができます。

## （５）審査基準

次の項目について、申請書及び事前調査を基に総合的に判断するとともに、工業研究所の研究費用の予算範囲内で共同研究実施の可否を決定します。

### ①工業研究所の研究能力（人的・設備的能力等）との整合性

申請内容に対して、工業研究所の職員の研究分野や保有する設備等で対応できるかどうか。

### ②申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果

申請内容が技術的に達成可能であるか、また研究の成果により生じる具体的な効果（新商品の開発、高付加価値化、コスト削減、製造技術の向上等）がどの程度見込まれるか。

### ③共同研究申請事業者の県内における事業化計画

共同研究申請事業者が、共同研究の成果を活用して事業化・商品化等を進める具体的な計画を持っているか。また、県内産業への波及性が見込まれるか。

### ④共同研究申請事業者の研究開発能力

申請内容に対して、共同研究申請事業者が十分な研究体制・能力を持っている（持とうとしているか。）。

### ⑤共同研究の対象とする材料・原料等に関する安全性

特に、廃棄物に関する研究など、対象とする材料・原料等の安全性について、十分に考慮されているか。

### ⑥共同研究の制度に対する共同研究申請事業者の理解

共同研究申請事業者の費用負担、情報の取扱、及び共同研究契約書の条項などに対して、共同研究申請事業者が十分に理解しているか。

### ⑦産業廃棄物の減量化への寄与（「産業廃棄物抑制型」のみ対象）

共同研究により想定した成果を得た場合に県内の産業廃棄物最終処分量の削減にどの程度寄与するか。

### ⑧地域循環形成の促進への寄与（「地域循環形成型」のみ対象）

地域循環形成の促進に向け、主に産業廃棄物や使用済み製品の循環利用の推進を考慮しているか。

## (6) 不採択となった場合の対応

不採択となった申請についても、技術相談・技術支援・他の研究機関への橋渡し等により、工業研究所として何らかの対応が可能な場合は、共同研究申請事業者の研究開発課題の解決に向けたお手伝いをさせていただきます。

## 2. その他注意事項

### (1) 共同研究契約書の内容

共同研究における研究の分担、費用負担、知的財産の取扱い、情報公開等に関して、共同研究契約書により規定していますので、申請される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。共同研究契約書などの関係規定等は、工業研究所ホームページに掲載しています。<https://www.pref.mie.lg.jp/kougi/hp/index.htm>

### (2) 産業廃棄物を用いた共同研究

産業廃棄物のリサイクル・減量化等を対象とした研究については、安全性の確保のために、次のような制限及び共同研究者の義務があります。

#### ①研究の対象

産業廃棄物を原料に含み商品化されているものであっても、新たな用途を開発することを目的とする研究であれば本共同研究の対象とします。

特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は対象外です。

三重県又は共同研究者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は対象外です。

#### ②産業廃棄物に関する成分データ等の把握

共同研究申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法を添付していただきます。

事前調査において、審査における参考資料として、工業研究所が必要とする成分等データの提出を求める場合があります。

産業廃棄物に関する成分等データの提出を条件として採択する場合があります。この場合、共同研究者は、共同研究契約の締結前に、採択条件（工業研究所が求める産業廃棄物に関する成分データ等の提出）を満たす必要があります。

共同研究実施中に、対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、工業研究所が共同研究者に求めた場合は、共同研究者はこれらに関する情報を提出していただきます。なお、その費用は共同研究者の負担となります。

共同研究者が、工業研究所が求める情報を提出しない場合は、共同研究契約を解除します。

#### ③その他

工業研究所及び共同研究者は、共同研究実施期間中における実験・試作等により生じた成果物又は生産物を商品として流通させることはできません。

### (3) 製品・商品に係る法的規制

共同研究の成果を活用した製品・商品について、共同研究申請事業者が守るべき多くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。例えば、製造物責任法（PL法）、不正競争防止法、薬事法、食品衛生法、輸出貿易管理令、私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律などが該当します。

#### (4) 情報公開

##### ①共同研究者名（法人番号）及び共同研究課題名の公表

採択された共同研究課題名及び共同研究申請事業者の名称（法人番号）・所在地は、共同研究契約の締結後にホームページ等で広く公表します。

##### ②三重県情報公開条例の適用

共同研究に関する文書全て（申請書、共同研究契約書、共同研究報告書、共同出願契約書、共同研究者が工業研究所に提出した文書・データ等）が三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の対象となります。

詳しくは、三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/>）をご覧ください。

#### (5) 権利の帰属及び出願等

共同研究において、三重県に属する研究員又は共同研究者が本共同研究の結果、単独で発明を行ったときは、あらかじめ相手方の同意を得て、単独で特許の出願ができます。

三重県に属する研究員及び共同研究者が共同して発明を行ったときは、三重県は三重県に属する研究員から特許を受ける権利を承継し、三重県及び共同研究者が共同して出願（以下「共同出願」という。）するものとします。この場合において、共同研究者は共同研究を始めるにあたって、職務発明等に関する規程を定め、あるいはそれに類するもので権利関係を明確にしておくこととします。

共同出願を行おうとするときは、当該特許に係る三重県及び共同研究者の特許を受ける権利及び設定登録後の特許権の持分と出願等に係る費用一切の費用負担割合を協議した内容を含む「共同出願契約書」を別途作成し、三重県職務発明等審査会で審査のうえ共同出願契約を締結するものとします。

実用新案権、意匠権、その他の知的財産権の取扱についても上記記載と同様とします。

#### (6) 暴力団等の排除

共同研究申請事業者又はその役員等が以下に該当する場合、共同研究を実施することはできません。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる場合。
- ・暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は暴力団の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者。以下同じ。）と認められる場合。
- ・自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合。
- ・暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合。

・暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合。(密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。)

・暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。(社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)

・暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合。

### 3. 問い合わせ先

ご質問などの問い合わせは、電話又はメールで担当者までご連絡ください。

〒514-0819 津市高茶屋五丁目5番45号  
三重県工業研究所 プロジェクト研究課  
電話：059-234-0407  
E-mail：kougi@pref.mie.lg.jp

別表 1 共同研究が可能な研究分野リスト

番号	共同研究の対象とする研究分野
1	エネルギー関連技術に関する研究
2	電子材料及び電子デバイスの研究
3	医療機器及び福祉用具に関する研究
4	機械及び機械部品の研究
5	金属加工技術の研究
6	有機・無機材料の研究
7	土木建築材料の研究
8	食品の研究
9	医薬品及び化粧品の研究
10	金属材料の研究
11	鑄造技術の研究
12	窯業原材料及び製品の研究
13	窯業製品のデザイン開発
14	情報技術の研究